

青梅市農業振興対策審議会条例

昭和48年3月31日
条例第13号

改正 平成15年3月10日条例第3号

(設置)

第1条 農業に関する経済的、社会的諸情勢に対処し、農業の振興を図るため、青梅市長（以下「市長」という。）の附属機関として、青梅市農業振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議して答申する。

- (1) 農業の振興対策の基本方針に関すること。
- (2) 農業緑地の保全対策に関すること。
- (3) その他農業振興に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

- (1) 農業委員会委員 2人
- (2) 農業関係団体の代表者 4人
- (3) 知識経験者 4人

2 前項に掲げる委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第4条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の審議期間とする。

(会長、副会長の選任および権限)

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、市長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員および議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員および議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農業振興担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月10日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の（中略）青梅市農業振興対策審議会条例第3条第1項第1号（中略）の規定にもとづき委嘱された委員（中略）で、この条例の施行の日の前日に現に委員である者の任期の満了日は、改正前の（中略）青梅市農業振興対策審議会条例第3条第2項（中略）の規定にもとづき当該委嘱時に決定した任期の満了日にかかわらず、平成15年3月31日とする。